

令和3年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和3年2月5日(金) 午後2時00分～午後3時20分

2. 場 所 竹田市役所2階庁議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一、7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子(途中から出席)、10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	6件
議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第11号 農用地利用集積計画の承認について	22件
議案第12号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	2件
議案第13号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第16号 非農地証明について	6件
議案第17号 空家に付随した農地の指定申請について	1件

以上、52件を、本日の議案として提案いたします。

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和3年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 長野幸生委員、4番 和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局 報告第4号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告いたします。

なお、1番の案件は、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものでございます。2番から4番の案件は、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものでございます。6番の案件は、議案第11号 農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものでございます。

続きまして、報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第9号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	6件
議案第10号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第11号	農用地利用集積計画の承認について	22件
議案第12号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	2件
議案第13号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第14号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第16号	非農地証明について	6件
議案第17号	空家に付随した農地の指定申請について	1件

以上、52件を本日の議案として提案いたします。

議長

議事参与の制限に該当する案件については、その議事の最初に行いますのでご了承ください。

議長

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。
議案の説明を、農政課井出君に求めます。

農政課

議案第9号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

6番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第9号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第9号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先程の議案第9号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第10号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間の賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。
選定の理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第10号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第10号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。
(午後2時13分)

議長

再開します。
(午後2時14分)
続いて、議案第11号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。
8番及び9番の案件について、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、私は一時退席いたします。その間の議長を副会長の長野委員をお願いいたします。ここで、休憩します。
(午後2時14分)

議長

ここから、議長を交代し進めさせていただきます。
それでは、再開します。
(午後2時14分)
議案第11号の8番及び9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

8番及び9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。
この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第11号の8番及び9番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号の8番及び9番 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

13番 森 哲秀委員は、ご着席ください。 (午後2時15分)

それでは、これから先は議長を会長をお願いいたします。

ここで、休憩します。

議長

再開いたします。 (午後2時15分)

続いて、13番の案件について、8番 工藤一美委員は、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、一時退席をお願いします。ここで、休憩します。 (午後2時16分)

議長

再開します。 (午後2時16分)

議案第11号の13番の説明を、事務局に求めます。

事務局

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第11号の13番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号の13番については承認することに決定します。

議長

8番 工藤一美委員は、ご着席ください。ここで、休憩します。 (午後2時17分)

議長

再開いたします。 (午後2時17分)

議案第11号の1番から7番、10番から12番、14番から22番の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番から5番の借り手は、〇〇〇〇です。3番は7年1ヶ月の賃貸借、再設定です。

4番及び5番は7年2ヶ月の賃貸借、再設定です。労力6人、〇〇〇〇のための〇〇〇〇で、借受農地で就労継続支援事業を行っております。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。9年11ヶ月の賃貸借、新規設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

10番及び11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の使用貸借、再設定です。

14番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、野菜栽培を計画しており、〇〇〇〇在住ですが、通作距離等から見ても、借受農地の効率的な利用が見込まれます。この件につきましては、営農計画書を添付していますのでご確認をお願いします。

15番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

16番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

17番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作、林業中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満

たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第11号の1番から7番、10番から12番、14番から22番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第11号の1番から7番、10番から12番、14番から22番の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第12号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第12号の1番及び2番の案件は、所有者は高齢のため農地の管理ができず、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第12号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第12号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第13号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第13号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から 譲受人 ○○○○氏へ、申請地竹田市荻町恵良原字一本木○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積9,034平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、公社が行う農地売買支援事業での所有権の移転です。譲受人の経営規模は、24,552平方メートルであり下限面積要件を満たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第13号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有し、稲作・野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第13号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

3番 長野幸生委員

○○○○番に建っているハウスは、譲渡人それとも譲受人のどちらの所有のものですか。

1番 後藤善徳委員

譲受人所有のハウスです。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第13号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認について は承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第14号の1番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字君ヶ園
字トチセ○○○○番 外3筆 畑4筆、合計面積673平方メートルを親子間の贈与により所有権移転する
ものです。譲受人の経営規模は、673平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第14号の1番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的
な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な
利用の確保に支障は生じないと思われまます。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第14号の2番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字次倉字
中ノ迫○○○○番 田1筆 面積2,445平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、
26,158平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第14号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台を所有しており、稲作・栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

ここに映されているこの家が、〇〇〇〇氏の家でその横の農地が、〇〇〇〇氏所有の土地です。今回はこの下の農地の所有権移転ということでございます。

事務局

前回の総会の時に佐藤委員から提案のありました、農地の集約や集積のわかるものがあると所有権移転の経緯が理解しやすいとのことでしたので、お手元に資料を配布しています。1ページがこの案件になります。航空写真上に地番図を被らせています。黄色で塗りつぶしているところが、〇〇〇〇氏所有の農地で、緑色で塗りつぶしているところが借受農地です。赤線で囲っているのが、所有権移転する農地となっています。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第14号の3番の案件は譲渡人 〇〇〇〇氏から譲受人 〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字今字表 〇〇〇〇番 外3筆 田4筆 合計面積2,937平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、118,891.84平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第14号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター7台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。〇〇〇〇氏の案件は、今回の総会で3回目になります。少しずつ少しずつ事務が進んでいるようです。本人に尋ねますと、今回で最後になるそうです。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第14号の4番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原○○○○番 外12筆 田9筆、畑4筆、合計面積33,092平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、33,092平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第14号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の5番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町馬場字赤迫○○○○番 外12筆 田9筆、畑4筆 合計面積31,891平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、48,552平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第14号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。農機具は、トラクター5台、田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の6番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町桑木字蜘蛛手○○○○番 外21筆 田10筆、畑12筆 合計面積52,048平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、52,054.61平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第14号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台、耕耘機1台、田植え機を共同で1台所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の7番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町藤渡字天神原○○○○番 外2筆 畑3筆 合計面積14,359平方メートルを親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,043平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第14号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の8番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字七里川○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積5,511平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、18,485平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第14号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の9番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字白尾迫○○○○番 外2筆 田3筆 合計面積1,509平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、24,309.34平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第14号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第14号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番 佐藤博一委員

質疑ではないのですが、私が要望したことに対して、きれいな書類を作ってください大変ありがとうございました。

長野幸生委員

親子間の所有権移転が、最近増えましたが、メリットというか理由がありますか。

事務局

最近、生前贈与が増えてきていることを私も認識していましたので、申請をしてきた方に聞いてみました。理由は、子供が生存しているときに話をして誰が相続するかを決めておけば、死んだ後に土地のことで争いや裁判沙汰になったということをよく聞くので、そういうことが無いように生前贈与をしているとのことでした。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第14号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定いたします。

議長

続いて、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の1番の案件は、申請地 竹田市大字君ヶ園字大ツル〇〇〇〇番 面積495平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、現在借家に住んでおり、持ち家を考え、申請地の所有権を移転し住宅建設を計画したものです。排水については、既存側溝へ流す計画で、市の建設課との協議済みです。工事期間は、許可後から令和3年9月30日までを予定しています。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第15号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第15号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第15号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第16号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字福原字堰上○○○○番外15筆 登記地目 田16筆 合計面積13,690平方メートルは、昭和62年に相続しましたが県外に居住しており、農地の管理ができませんでした。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

1 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町馬場字中原○○○○番 外1筆 登記地目 田1筆、畑1筆 合計面積2,085平方メートル、○○○○番は、周囲を山に囲まれ獣害がひどいため平成8年頃から農地の管理ができなくなりました。○○○○番は、宅地に隣接する農地でハウスを建てていましたが、雪でハウスがつぶれ、面積が狭いこともあって平成8年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林、雑種地となっております。始末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

2 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林、雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町叶野字米納迫○○○○番 登記地目 田1筆 面積365平方メートルは、耕作していた弟が市外へ転出したため、平成13年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっております。始末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

3 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の4番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字有氏字上石原 ○○○○番 登記地目 畑1筆 面積598平方メートルは、昭和57年に相続登記をしましたが、すでに竹が侵食しており農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の5番の案件は、相続人の○○○○氏が申請する、申請地 竹田市直入町大字長湯字大平○ ○○○番 外2筆 登記地目 田2筆、畑1筆 合計面積3,722平方メートルは、県外に居住しており耕作ができないため、平成6年頃から農地として管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市直入町大字下田北字牧○
○○○番 外1筆 登記地目 田2筆 合計面積2,442平方メートルは、平成元年に父が他界し、本人
も県外に居住しているため農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっています。顛末書が添付さ
れています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま
す。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第16号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

なぜ、非農地証明が必要かの理由を聞いてもらえると、案件ごとの理解がしやすくなると思
えますので、もしわかればお願いします。

事務局

今回の6件については、すべて委任状によるものです。非農地証明をする理由としましては、
県外とか市外に居住しており、譲りたいけれども農地として耕作してもらえない状況に
ないので、申請をする場合が非常に多いです。あとは、太陽光の設置等営利目的のため
に申請する場合があります。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第16号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願い
いたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第17号 空き家に付随した農地の指定申請について、を議題といたします。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

この案件は、申請人 ○○○○氏から、申請地 竹田市荻町恵良原字川久保○○○○番 面積731平方メートルを空き家バンクに登録された空き家に付随した農地としての指定を審議願うものです。空き家の所在地は、竹田市荻町恵良原○○○○番地です。今回、指定が承認されますと、今後この農地は、この空き家を取得される方から農地取得の申請がされた場合、農地取得の下限面積要件が0.01アールに変更になります。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第17号の1番の調査報告をいたします。

今回、申請のあった農地については、空き家バンクに登録された空き家に近接した農地であり、空き家に付随した農地として指定することは、適当であると考えます。

議長

只今、議案第17号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

5番 佐藤隆幸委員

○○○○氏所有の家があって、その隣の農地を申請していますが、入院されているのですか。

1番 後藤善徳委員

入院しているかどうかは聞いておりませんが、○○○○氏は、大分市で息子さんと一緒に住んでいると聞いています。○○○○氏所有の家は、現在空き家となっています。

事務局

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第17号について、空き家に付随した農地を指定することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 空き家に付随した農地の指定申請については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会 第2回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。
(午後3時20分)

【閉会:午後3時20分】

令和3年2月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....